

毎月10日は安全総点検！

「えひめ建設安全の日」

建設事業ノーダン運動の成果を定着させ、
愛媛の建設工事から危険をゼロに！



(建災防ポスターより転載)

建設業労働災害防止協会愛媛支部

「えひめ建設安全の日」実施要綱

趣 旨

愛媛県の建設業における労働災害は、「建設業ノーダン運動」の継続的取組等関係者のたゆまぬ努力により着実に減少しているところであるが、依然として墜落、崩壊・倒壊、建設機械・クレーン等災害（以下「三大災害」という。）による死亡災害が多発し、労働災害の減少率が鈍化していることから、関係者の一層の努力が求められているところである。

県下の建設業における労働災害の減少と死亡災害の根絶を図るためには、関係者による労働災害防止に向けた日常的な取組が欠かせないところであるが、特に三大災害防止を目的として展開する建設事業ノーダン運動の成果を一層確実なものとして定着させるため、毎月特定の日を定め、三大災害撲滅に向けて安全意識の高揚を図り、翌年度の運動につないでいくことが大きな意義を有する。

このようなことから、毎月10日を「えひめ建設安全の日」と定め、各事業場及び関係団体の自主的な労働災害防止活動の活性化を図り、建設事業ノーダン運動の成果を定着させていくものとする。

名 称

「えひめ建設安全の日」

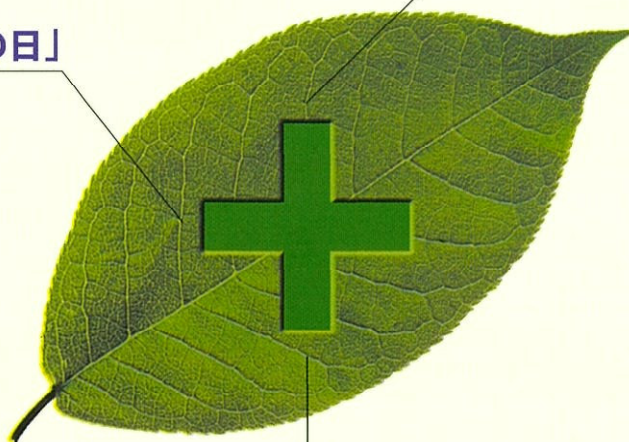
実施日

毎月10日

(当日が休日に当たる場合は、直前の休日以外の日)

主 唱

建設業労働災害防止協会愛媛支部



事業場の実施事項

- 1 安全衛生意識の高揚を図る取組
 - (1) 全員参加による安全衛生大会等の開催
 - (2) 経営首脳・幹部による現場パトロールの実施
 - (3) 下請事業者を含む安全衛生協議会の開催（職長会の開催）
 - (4) 店社と工事現場が一体となったリスクアセスメントの導入
- 2 安全衛生教育の充実を図る取組
 - (1) 災害防止に係る月間重点目標の周知、作業標準の徹底等、当月の主要な作業内容に見合った安全衛生教育の実施
 - (2) 下請事業場を含む現場管理者に対する教育・研修の実施
- 3 機械・設備の安全性を確保する取組み
車両系建設機械、移動式クレーン、木材加工用機械等の機械及び足場、架設道路、型わく支保工等の仮設物、掘削法面等の定期点検・設備の徹底
- 4 安全衛生管理体制の活性化を図る取組み
店社安全衛生管理者、各種作業主任者の選任及び職務遂行状況等の確認

主唱者等の実施事項

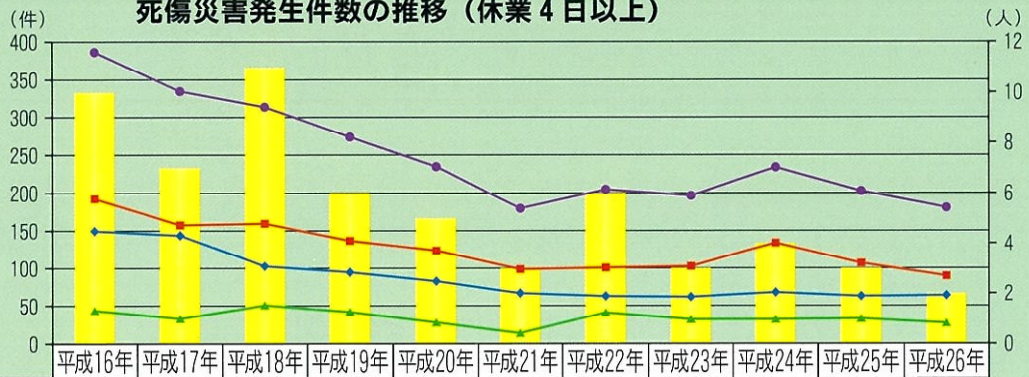
- 1 「えひめ建設安全の日」の周知・啓発
- 2 パトロール等の実施
- 3 三大災害絶滅に向けた講習会・研修会等の実施
- 4 その他「えひめ建設安全の日」運動にふさわしい行事の開催





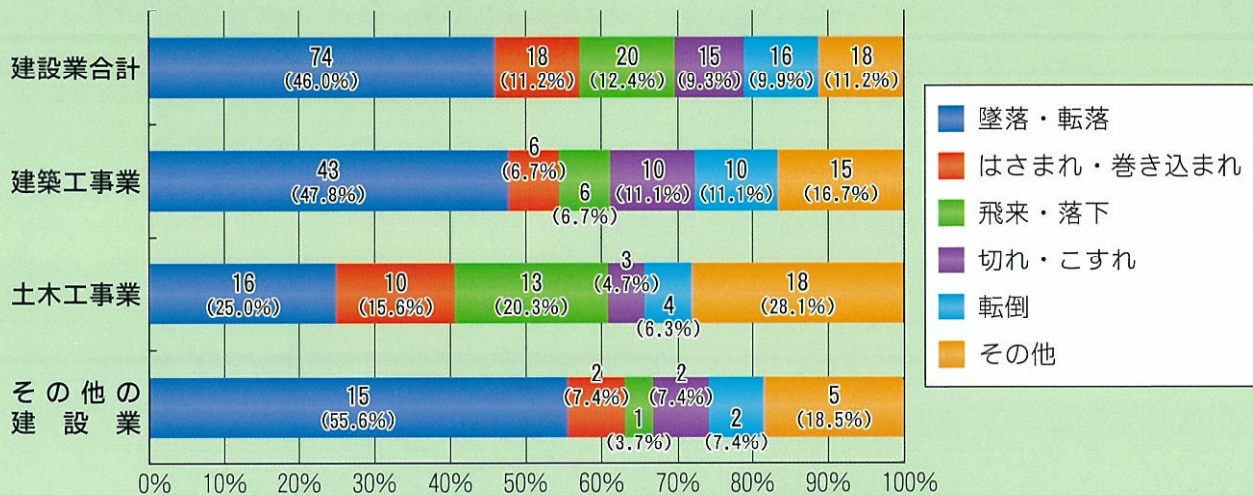
愛媛県の建設業労働災害発生状況

死傷災害発生件数の推移（休業4日以上）



死亡者数	10	7	11	6	5	3	6	3	4	3	2
土木工事業	150	144	103	95	83	67	63	62	68	63	64
建築工事業	193	158	160	137	124	99	101	103	134	107	90
その他の建設業	44	33	51	42	28	14	41	32	32	33	27
建設業合計	387	335	314	274	235	180	205	197	234	203	181

事故の型別死傷災害発生比率（平成26年・休業4日以上）



死亡災害のうち三大災害の発生比率（平成22年～26年）

